

2024年7月30日

お客さま 各位

株式会社 みちのく銀行

## 令和6年7月25日からの大雨による災害で被災された皆さまへ

令和6年7月25日からの大雨による災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

つきましては、当分の間、次のとおり便宜的なお取扱いをさせていただきます。

1. 預金の通帳・証書・印章等をなくされた方は、お支払いについて便宜扱いもいたしますのでお気軽にご相談ください。
2. 定期預金等の期限前払出についても事情によりご相談に応じます。
3. 損傷通貨のお引換をいたします。
4. 今回の災害によりお支払いができない手形・小切手についても事情によりご相談に応じます。(電子記録債権も同様)
5. 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資審査における手続きの簡便化、ご融資の迅速化、既存の借入金にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害で被災された皆さまの便宜を考慮して対応いたします。
6. 令和6年7月25日からの大雨による災害は「災害救助法」の適用を受け、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。ご返済が困難であるなどお悩みのお客さまについては、本ガイドラインを活用し一定の条件のもと住宅ローンなどの債務の免除を受けることができます。

詳しくは、お取引店または当行窓口へお問合せください。

以上